

そろそろ、花粉症の季節・・・(憂鬱な方も多いのでは)
気分を入れ替え、前向きに生きましょう!!

労務協会からのお知らせ

3 月支給分の計算が済みましたら、給料の報告をお願いします。

年度更新（労災・雇用保険料の平成 18 年 4 月～19 年 3 月までの決算事務）の時期が近づいてまいりました。期間中の給料等を集計し保険料を計算しますので、3 月支給分の給与計算が済みましたら、FAX 等で報告をお願いします。労務協会では短期間に大量の処理を行ないますのでご協力をお願いします。(FAX:054-347-5274)

腰痛症の業務上疾病の判断について

Q 従業員が業務中に腰を痛めて病院を受診し、労災での取り扱いをしてくれと言って来ました。取り立てて重いものを運んだわけではないのですが、このような場合、労災保険において業務上と認められるのでしょうか？

A いわゆる腰痛症の業務上外の取扱いは難しい問題で簡単に割り切れるものではありませんが、労務協会では差し当たり労災請求をします。

腰痛症は明らかに腰に急激に強い力がかかった場合等であれば別ですが、原因が不明確な場合、例えば本人の体質素因によるものとか、あるいは日常生活上・スポーツなど仕事とは別なことが原因で、たまたま業務中に発症したのではないかはどうか、などと疑われます。

しかし、あくまでも業務上か否かの判断は労働基準監督署長が行いますので、実務上差し当たりの取扱いとしては、本人の申し出に従い労災の給付請求を申請します（必ずしも認められるとは限りませんが）。

該当する場合には労務協会にご連絡ください。

業務上外の判断基準は昭和 51 年に「業務上腰痛の認定基準等について」という通達が出ていて、労働基準監督署では、この基準を基に判断をしています。(http://www.joshrc.org/~open/ki jun/std03-2-750.htm ご参照)ここでは、業務上と認められる必要条件を簡単にまとめました。

災害性の原因による腰痛

- ①業務上の負傷に起因して腰痛が発症
 - ②通常の動作と異なる動作により腰部に急激にかかったことが明らかに負傷の原因
 - ③腰部にかかった力が、腰痛を発症・既往症または基礎疾患を著しく増悪させたことが医学的に認められる
 - ④医学上療養が必要
- 以上①～④すべてを満たすことが必要です。

災害性の原因によらない腰痛

- ①腰部に過度の負担がかかる重量物を取り扱う業務に従事
 - ②作業態様、従事期間、身体的条件から業務が原因であると認められる
 - ③医学上療養が必要
- 以上①～③すべてを満たすことが必要です。

(編集後記) 先月号で「業務のビジュアル化」の話題を掲載しましたが、ビジュアル化＝図解をパソコンで行うのは、意外と手間がかかるものです。いろいろ調べてみるといいフリーソフトが見つかりました!! 『Idea Fragment2』というものです。もともとは、キーワードを断片(付箋)化し考えを練るためのツールです。いわゆる KJ 法のようなことが画面上でできます。素早く図解化するのに非常に便利です。(一ノ宮 俊人)